

有機加工食品生産行程管理者 認証確認監査申告書

<添付書類一覧>

- 1-1 生産行程管理担当（責任）者の資格要件に係る記載事項
- 1-2 格付担当（責任）者の資格要件に係る記載事項
- 2 製造業者の登録申請書
- 3 製造又は加工、保管、生産行程管理及び格付のフローチャート
- 4 原材料（添加物を含む）受入計画書
- 5 原材料配合計画書
- 6 生産・加工・包装管理計画書
- 7 生産行程管理記録
- 8 製造又は加工、保管、生産行程管理等に係る施設の図面
- 9 投入・使用薬剤リスト
- 10 組織規定・組織図
- 11 加工場略図
- 12 内部規程
- 13 格付規程

年 月 日

有機加工食品生産行程管理者認証確認監査申告書

特定非営利活動法人

徳島県有機農産物認証協会 理事長 様

製造業者名

生産行程管理責任者名

〒・住所

電話番号

FAX番号

E-mail

年 月 日付けで有機認証を受けたことについて、引き続き「有機加工食品の日本農林規格」等に適合していることを確認監査くださいますよう貴会の有機認証業務規程第51条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

区 分	有 機 加 工 食 品	転換期間中有機加工食品
加工食品名		
予定出荷数量		
生産行程管理担当者名 (責任者に○)		
格付け担当者名 (責任者に○)		
会社の主要製造品名		

(注) 関係書類とは別記1～13です。

別記1 - 1

有機加工食品生産行程管理担当（責任）者の資格要件に係る記載事項

担当名（○をつける）		・生産行程管理担当者
		・生産行程管理責任者
氏名		
資格の分類 (該当するものを選択)		①大学で食品製造の専門科目を履修し、かつ食品製造加工の実務、指導、調査、試験研究の経験が1年以上
		②高卒以上で、食品製造加工の実務、指導、調査、試験研究の経験が2年以上
		③食品製造加工の実務経験、指導、調査、試験研究の経験が3年以上
経歴	実務経験年数	年から通算 年以上
	指導、調査、 試験研究経験年数	年から通算 年以上 (内容)
	①の場合の大学名	大学名 学部名 学科名
有機JAS講習会の修了資格 当協会以外の講習を終了した 場合はその認証機関名		受講年月日 年 月 日
		認証機関名 ()

(注) 生産行程管理担当（責任）者は全員提出してください。

別記1 - 2

有機加工食品格付担当（責任）者の資格要件に係る記載事項

担当名（○をつける）		<input type="checkbox"/> 格付担当者 <input type="checkbox"/> 格付責任者	
氏 名			
資格の分類 (該当するものに○をつける)		①大学で食品製造の専門科目を履修し、かつ食品製造加工の実務、指導、調査、試験研究の経験が1年以上	
		②高卒以上で、食品製造加工の実務、指導、調査、試験研究の経験が2年以上	
		③食品製造加工の実務経験、指導、調査、試験研究の経験が3年以上	
経 歴	実務経験年数	年から通算 年	
	指導、調査、 試験研究経験年数	年～ 年、通算 年 (内容)	
	①の場合の大学名	大学名	学部名 学科名
有機JAS講習会の修了資格 当協会以外の講習を終了した場 合はその認証機関名		受講年月日	年 月 日
		認証機関名	()

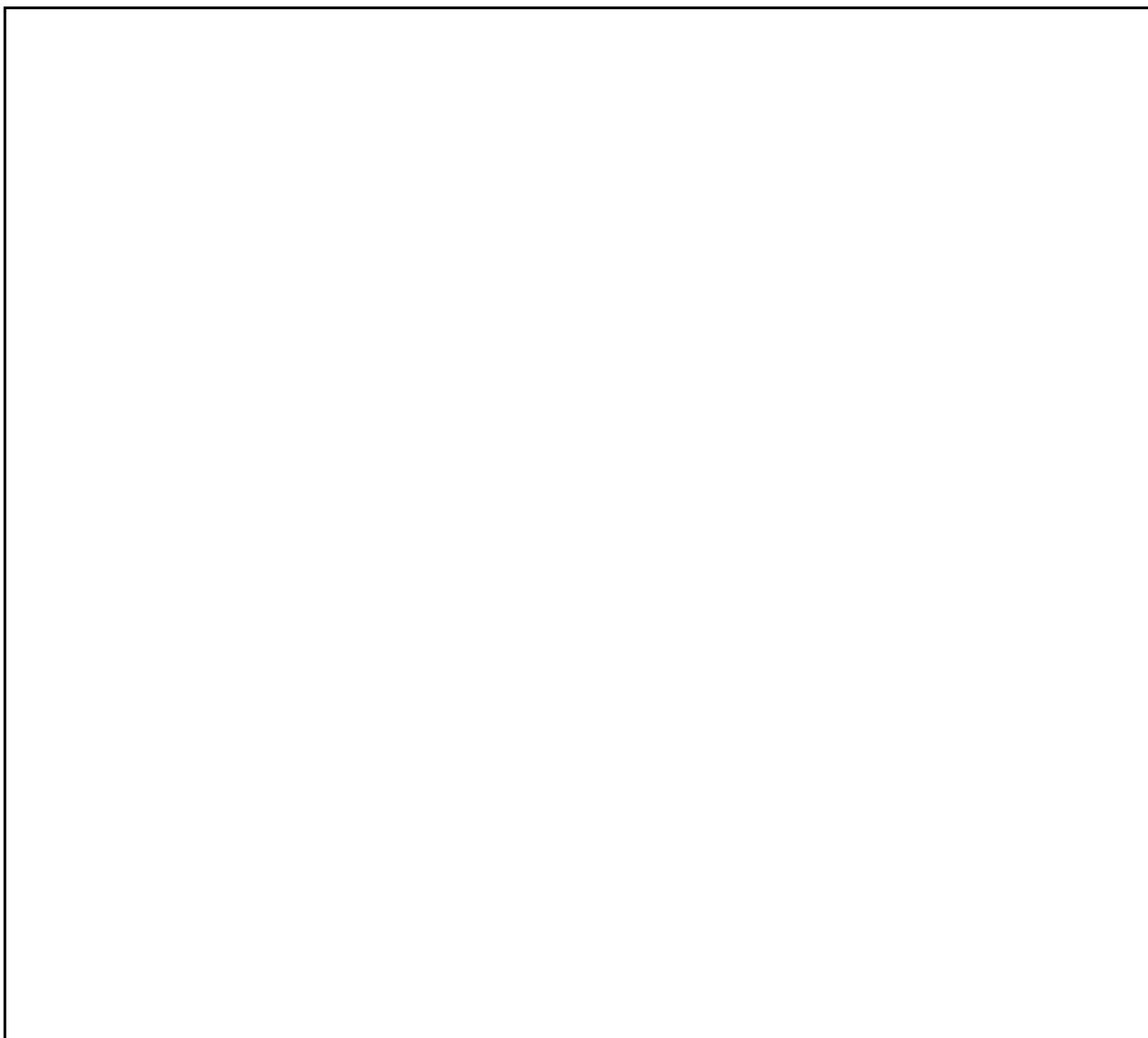
(注) 格付担当（責任）者は全員提出してください。

製造業者の登録申請書

製造業者名	
生産者氏名	(年 月 日生)
〒・住所	〒
電話番号・FAX番号	電話番号 FAX番号
製造所の名称（工場名等）及び所在地並びに電話番号・FAX番号	名称 所在地 電話番号 FAX番号
関連諸施設名及び所在地並びに電話番号・FAX番号	施設名 所在地 電話番号 FAX番号
	施設名 所在地 電話番号 FAX番号
	施設名 所在地 電話番号 FAX番号

別記3

製造又は加工、保管、生産行程管理及び格付のフローチャート

A large empty rectangular box with a black border, intended for a flowchart. The box is currently blank.

(注) 仕入れ先から製造工程及び出荷先までの流れを記入してください。

別記4

原材料（添加物を含む）受入計画書

No. _____

原材料名		受入日	
購入先名称		受入量	
購入先所在地			
購入先電話番号		原産地	
有機又は非有機	有機（認証機関名）・非有機		
放射線照射の有無	有 ・ 無	組換えDNAの有無	有 ・ 無
保管場所・方法		使用薬剤	
納品書照合確認者			

別記5

原材料配合計画書

有機加工食品名			
同一生産行程で生産される ロットの大きさ	ロット形態	数 量	原材料重量合計
有機原材料名	規格・等級・品質		重 量
小 計	—		
非有機原材料名	規格・等級・品質		重 量
小 計	—		
水の重量		塩の重量	
添加物・その他	使用目的・使用方法		重 量
小 計	—		
重量割合の計算 非有機原材料/(有機原材料+非有機原材料)×100=非有機原材料重量割合(%)			
計 算 式			
配 合 日			
配合確認者			

※原材料重量合計及び重量割合の計算では、食塩と水の重量は除いてください。

生産・加工・包装管理計画書

1. 工場・施設の管理

工場・施設名	構造・規模	非有機加工食品 との区分	施設内での薬剤等の 使用状況及び対処

2. 機械・装置の管理

機械・装置名	メーカー・能力等	非有機加工食品 との区分	機械の清掃・洗浄方法

3. 容器・包装に係る管理

容器・包装 資材名	包装方法	非有機加工食品 との区分	使用薬剤等

別記8

製造又は加工、保管、品質管理等に係る施設の図面

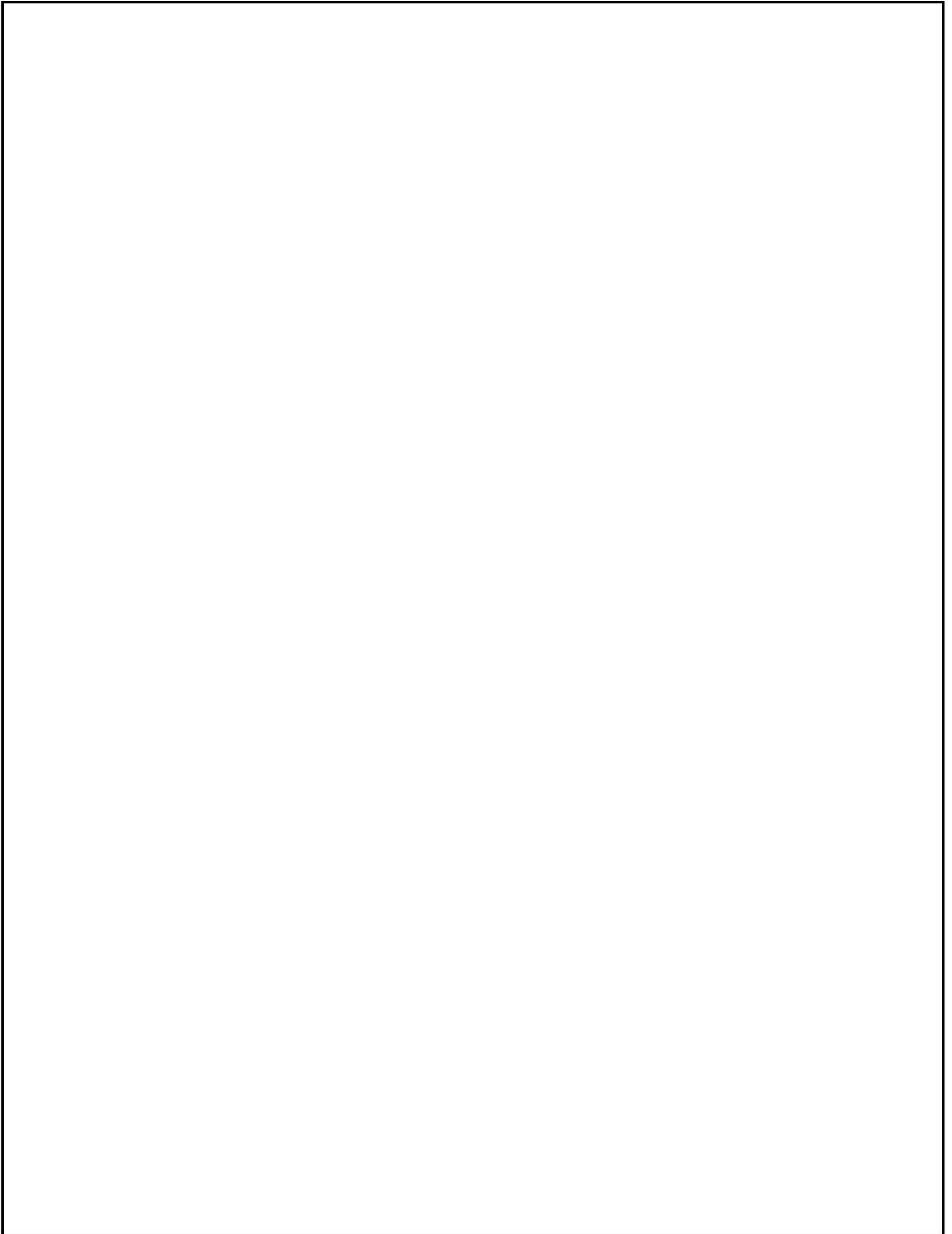
(住所・電話番号など連絡先も記入)

(1) 諸設備を収容し、かつ作業に支障のない広さ及び明るさを有すること、(2) 清浄な水を十分に供給することができる給水設備があること、(3) 原料及び製品の品質が良好に保持できるものであること、(4) 有機加工食品の日本農林規格第4条に規定する製造、加工、包装、保管その他の工程に係る基準に従った管理を行うに支障のない広さ及び構造を有すること等が明確になる図面及び書類の添付



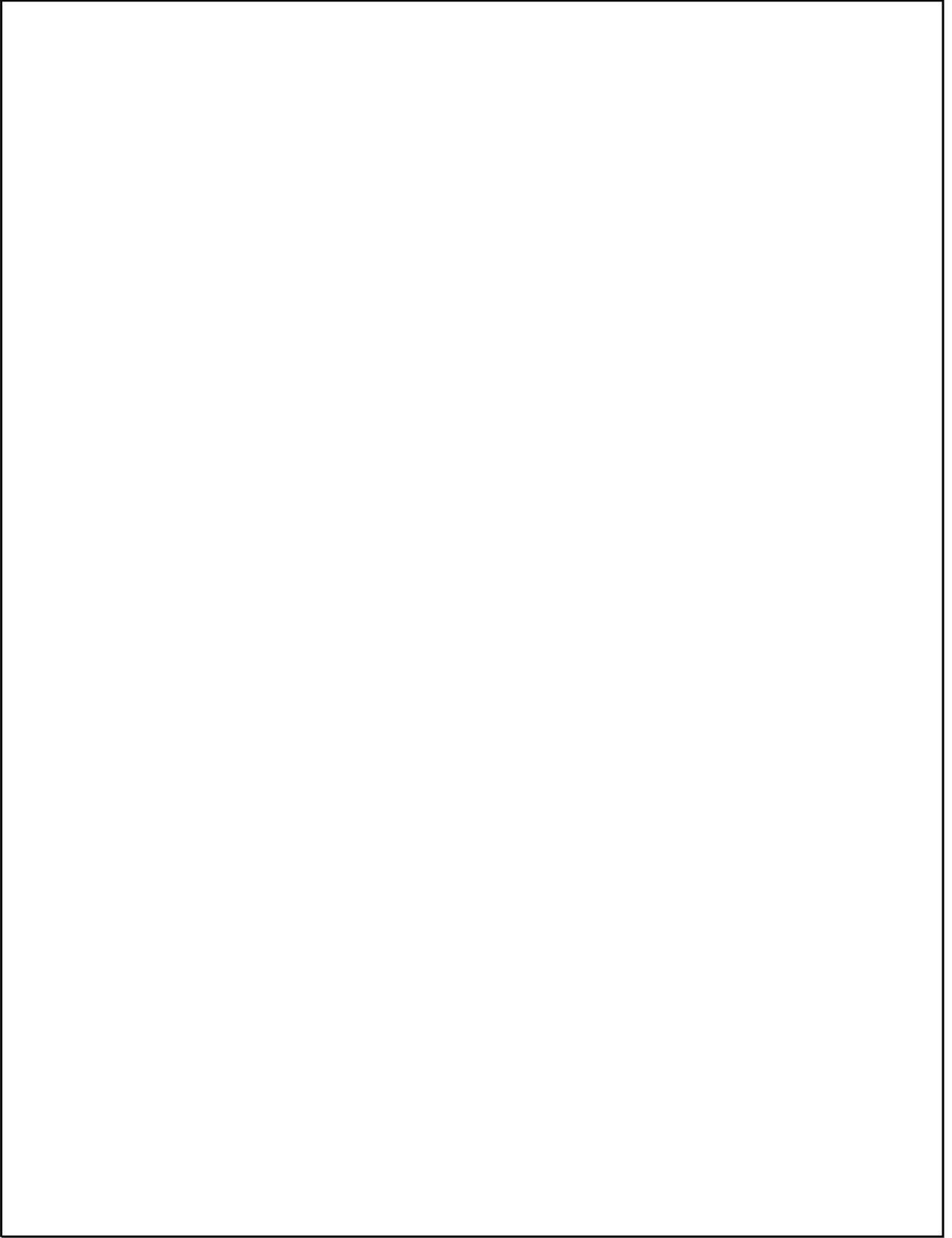
別記10

組織規定・組織図



別記11

加工場略図



内部規程（有機加工食品）

目的

- 1 この規程は、令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第26号に定める有機飼料（調整又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品についての生産行程管理者等の認証の技術的基準に基づき、生産行程管理担当（責任）者が行うべき職務について定める。

責任者の選任

- 2 生産行程管理担当者であって、登録認証機関が主催する講習会において、有機加工食品に係る生産行程管理に関する課程を修了したもののの中から生産行程管理責任者を1名選任する。

生産行程管理責任者の職務

- 3 生産行程管理責任者は、次の職務を行う。
 - 1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進
 - 2) 行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
 - 3) 生産行程の管理を一部外部委託する場合は、委託先の選定基準、外注内容、外注手続等外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進を行う。

品質管理方針の整備

- 4 生産行程管理責任者は、次の事項について、生産行程管理方針を具体的かつ体系的に整備する。
 - 1) 原材料及び添加物の受入れ及び保管に関する事項
 - ①
 - ②
 - 2) 原材料及び添加物の配合割合に関する事項
 - ①
 - ②
 - 3) 製造加工及び包装等の方法に関する事項
 - ①
 - ②
 - 4) 製造、加工及び包装に使用する施設・機械及び器具に関する事項
 - ①
 - ②
 - 5) 製品の保管に関する事項
 - ①
 - ②

6) 出荷に関する事項

- ①
- ②

7) 薬剤及び洗浄剤の保管に関する事項

- ①

8) 苦情処理に関する事項

- ①
- ②

9) ○年間の生産計画を策定し、当該計画を認証機関に通知する。

登録認証機関による確認業務の適切な実施

- 5 登録認証機関が行う生産行程の管理又は把握の実施の検査(1年目)及び監査(2年目以降)を受け、その結果に基づき問題があれば是正措置をとる。

記録の作成及び記録書類の保存期間

- 6 生産行程管理担当(責任)者は、内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行って記録を作成し、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を格付の日から賞味期限が1年未満のものは1年以上、賞味期限が1年以上のものは賞味期限以上専用保管場所に保存する。

内部規程の見直し

- 7 生産行程管理担当(責任)者は、内部規程の適切な見直しを定期的に行い、従業員に十分周知する。
- 8 この規程で定めることのほか、生産行程管理担当(責任)者の職務に関する必要な事項については、別に定める。

附則 この規程は○○年○月○日から施行する。

株式会社○○○○

格付規程（有機加工食品）

目的

- 1 この規程は、令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第26号に定める有機飼料（調整又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品についての生産行程管理者等の認証の技術的基準に基づき、格付担当（責任）者が行うべき職務について定める。

講習会受講義務

- 2 有機加工食品の格付担当者は、登録認証機関が主催する講習会において、有機加工食品に係る格付に関する課程を修了したものとする。

責任者の選任

- 3 有機加工食品に係る格付について、格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として1名選任する。

格付表示規程の整備

- 4 格付担当者は、次の事項について、格付の表示に関する規程を具体的かつ体系的に整備する。
 - 1) 生産行程についての検査に関する事項
 - ①
 - ②
 - 2) 格付の表示及び証票の取り扱いに関する事項
 - ①
 - ②
 - 3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - ①
 - ②
 - 4) 記録の作成及び保存期間に関する事項
 - ①
 - ②
 - 5) 登録認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
 - ①登録認証機関の確認等業務の実施に関しては、必要書類等を速やかに提出し、検査(1年目)及び監査(2年目以降)を受けて、その結果に基づき問題があれば是正措置をとる。

出荷後にJAS規格不適合と判明した時の対応

- 5 出荷後に有機JAS規格不適合と判明した荷口については、販売先に対して、不適合が判明したこと及び格付表示の除去、抹消を通知する。

格付規程の見直し

- 6 格付担当者は、格付規程の適切な見直しを定期的に行い、従業員に十分周知する。

附則 この規程は〇〇年〇月〇日から施行する。

株式会社〇〇〇〇